

鳥取市教育福祉振興会施設整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市教育福祉振興会施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会（以下「振興会」という。）の設置又は管理運営する教育文化福祉施設の利便の向上と利用促進を図るために要する経費に対し補助金を交付し、もって、市民の教育文化の振興と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、振興会が設置又は管理運営する教育文化福祉施設の整備に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月27日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。